

公衆便所清掃業務基準表

区分		頻度	内容
点検	外観	毎回	外壁・スクリーン・土間(階段含む)・引込み線・マンホール・排水溝等
	内観	毎回	天井・床(排水口含む)・内壁・ドア・窓・照明具・パーテーション・水周り設備等
清掃	建物 構造物	外壁・軒下・スクリーン	適宜 鳥獣ふん害、くもの巣等の除去 必要に応じて洗浄
		土間(階段含む)及び施設周辺	適宜 ごみの除去 必要に応じて洗浄
		天井・内壁、扉・パーテーション	適宜 すす、くもの巣等の除去 必要に応じて洗浄
		窓	適宜 拭き掃除
		小便器周辺の腰壁	毎回 洗浄
		床(排水口含む)	毎回 ごみの除去、洗浄 排水口については適宜
	設備	大小便器	毎回 洗浄
		汚物入れ	毎回 ごみの除去 洗浄又は拭き掃除
		手洗い場及び周辺(鏡含)	毎回 洗浄又は拭き掃除
		照明器具	適宜 すす、くもの巣等の除去 必要に応じて拭き掃除